

入間市公立保育所の医療的ケア児
受け入れガイドライン（案）

令和3年 月

こども支援部保育幼稚園課

目次

はじめに	1
保育所において行うことができる医療的ケア	1
第1 基本的事項	
1 受け入れの要件	1
2 医療的ケアの内容	1
3 対象児童	2
4 受け入れ体制	2
第2 医療的ケア児の入所までの手続き	
1 入所相談	2
2 入所申し込み	2
3 書類審査	3
4 保育所見学の実施	3
5 保育所の入所選考	3
6 受け入れ可否の通知	3
7 内定通知後の医療的ケアの実施に関する確認書類の作成	3
8 主治医との連携	4
9 主治医との面談	4
10 入所の決定	4
11 医療的ケアに必要な物品等の提供	4
第3 医療的ケア児の入所後の継続等	
1 医療的ケアの継続審査	4
2 受け入れ後における医療的ケアの内容変更	4
3 長期欠席	5
第4 保育所での受け入れ	
1 医療的ケアを必要とする児童の保育	5
2 医療的ケアの実施者	5
3 医療的ケアの安全実施体制	5
4 緊急時の対応	6
5 職員の研修	7
第5 保護者の了承事項	
1 保育利用	7
2 医療的ケア	7
3 ならし保育期間	7
4 体調管理及び保育の利用中止等	8
5 緊急時及び災害時の対応等	8
6 退所等	9
7 情報の共有等	9
8 その他	9

はじめに

医療的ケアが必要な児童やその家族が、地域社会の一員として安心して暮らせるように関係機関が密接に連携して、一人ひとりの多様なニーズや状況に適した支援体制を充実させることが求められている。

平成28年の児童福祉法の改正により、医療的ケア児への対応が市区町村の責務として明記され、また、厚生労働省が平成30年度子ども・子育て支援推進研究事業により、「保育所での医療的ケア児の受け入れに関するガイドライン」を作成し、保育所での医療的ケア児の円滑な受け入れが行われることが目的として示された。

このため、本市では、医療的ケアが必要な児童の家庭で、保育が必要な状況にある場合に、適切な保育環境を整えて安全に受け入れるためのガイドラインを定めるものである。

保育所において行うことができる医療的ケア

(1) 保育士が対応できる医療的ケア

喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録認定を受けた者が、以下を実施することができる。

口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、経鼻経管栄養、胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養

(2) 看護師が対応できる医療的ケア

看護師（保健師を含む。以下同じ。）は医師の指示のもと、上記の特定の医療的ケア以外の行為についても実施する場合がある。

また、気管カニューレの事故抜去等の緊急時であって、すぐに医師の治療及び指示を受けることが困難な場合には、対応後速やかに医師に報告することを条件として、医師の指示がなくても看護師が臨時応急の手当として再挿入することが認められている。

第1 基本的事項

1 受け入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 保育所における集団保育を実施することが適切であると認められること。

2 医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は、次のとおりとする。

- (1) 喀痰吸引（気管カニューレ内、口腔内及び鼻腔内からの吸引）
 - ・ 気管カニューレ内の吸引は気管カニューレ内に限る。
 - ・ 口腔内及び鼻腔内吸引は咽頭の手前までを限度とする。
- (2) 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろうまたは腸ろう）
 - ・ 注入する栄養は、栄養剤のみとする。
 - ・ 器械等による持続注入の対応は行わない。

3 対象児童

保護者の就労等の事由により保育の必要性が認められ、主治医から集団保育が可能であると判断された医療的ケア児とする。

4 受け入れ体制

- (1) 受け入れ時期は、4月1日入所の児童を基本とする。
- (2) 受け入れる施設は、藤沢保育所とし、受け入れる児童数は1名を限度とする。
- (3) 保育を行う時間は、平日（月曜日から金曜日まで（祝日を除く））の1日8時間（午前8時30分から午後4時30分まで）を基本とする。

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

1 入所相談

- (1) 本ガイドラインに基づいて、受け入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。
- (2) 保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所以外の施設の利用希望等の聞き取りを行う。
- (3) 保育の申請に必要な書類の説明を行う。特に「主治医意見書」の作成に必要な留意点を案内する。

2 入所申し込み

- (1) 保育施設等利用申込み受付時に、通常申込みに必要な書類とともに「医療的ケア実施申込書」、「主治医意見書」、「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書」の書

類を受領する。

(2)申請書類に基づいて、保護者の状況や児童の状況をよく聴取する。

3 書類審査

(1)保育幼稚園課は、保護者から提出された「保育施設等利用申込書」から、保育の必要性について審査を行う。

(2)「主治医意見書」等の申請書類に基づき、集団保育の可否及び体験保育の要否について、審査する。

4 保育所見学の実施

(1)保育所において、所長、保育士、看護師、保護者が参加して保育見学を実施する。

(2)児童の健康状態及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から、保育所における集団保育を実施することができるか確認する。

(3)保護者から日ごろの児童の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について確認する。

5 保育所の入所選考

「保育施設等利用申込書」の内容及び保育幼稚園課職員、保育所職員、看護師、医療的ケア受け入れ検討委員会（以下「検討委員会」という。）との協議に基づき選考を行う。

※令和3年度以降、医療的ケア受け入れ検討委員会を設置する。

6 受け入れ可否の通知

(1)受け入れ可能な場合は、保護者に内定通知を送付する。

(2)受け入れは、1年単位で更新手続きを要することを条件として内定する。

(3)受け入れが難しい場合は、保留通知を送付する。

7 内定通知後の医療的ケアの実施に関する確認書類の作成

(1)保護者は、主治医に「医療的ケア指示書」及び「保育のめやす」の作成を依頼し、保育所に提出する。

(2)保育所は、保護者から提出される「医療的ケア指示書」及び「保育のめやす」に基づき、保護者と受け入れに関する面談を行う。

(3)保育所は、保護者面談及び主治医面談等により、受け入れの安全性を確認した後、「医療

的ケア実施通知書」を保護者に送付する。

(4)保護者は、実施通知書に基づき、「医療的ケア実施承諾書」を保育所に提出する。

(5)保育所は、「医療的ケア実施計画書」及び「実施マニュアル」を作成する。

(6)保護者は、保育所が作成した計画書等を主治医に確認し、保育所は、必要に応じて主治医に助言を求める。

8 主治医との連携

(1)保育所は、主治医と連携して緊急体制を整える。

(2)保育所は、緊急時の対応等について主治医と面談を行う。

9 主治医との面談

保育所は、医療的ケアの実施にあたって、保護者の承諾のもとで児童の受診に同行する等により、保育開始に向けて情報を収集する。その際、必要に応じて指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受けるため、主治医と面談を行う。

10 入所の決定

市は、本ガイドラインに基づいて児童の受け入れを適切に行うことができる場合には、入所の決定を行い、保育の利用承諾書を保護者に送付する。

11 医療的ケアに必要な物品等の提供

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を保育所に提供する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

第3 医療的ケア児の入所後の継続等

1 医療的ケアの継続審査

(1)年度単位で実施する医療的ケアの継続について、児童の健康状態を勘案して判断するものとする。

(2)引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、市は継続して保育を実施する。

2 受け入れ後における医療的ケアの内容変更

- (1)受け入れ後、かつ、1年度単位の継続審査前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者はあらためて「医療的ケア実施申込書」、「医療的ケア指示書（継続・変更・解除用）」を提出する。
- (2)申請書類、児童の健康状態に基づき、保育所における集団保育の継続実施について、保育幼稚園課職員、保育所職員、看護師及び検討委員会により協議する。
- (3)市が規定する医療的ケアの内容に変更がない場合は、継続して保育を実施する。ただし、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となる。
- (4)医療的ケアが終了する場合は、保護者は「医療的ケア指示書（継続・変更・解除用）」と「医療的ケア終了届」を提出する。
- (5)医療的ケアが終了する場合は、(4)の提出書類、児童の健康状態等を確認し、終了後は、通常の保育利用に変更となる。

3 長期欠席

- (1)保育所は、恒常的に保育所での保育が必要な場合に在所することができるため、最長2か月程度の期間において、1日も登所しない月が続いた場合は原則として退所となる。
- (2)長期欠席の後、登所が可能となった場合は、保育所における集団保育の再実施について、必要に応じて保育幼稚園課職員、保育所職員、看護師及び検討委員会で検討する。

第4 保育所での受け入れ

1 医療的ケアを必要とする児童の保育

(1)医療的ケア児への対応

- ①児童の障害及び疾病の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。
- ②医療的ケアを安全に実施し、健康で安全に過ごせるように保育の環境を構成する。

(2)入間市児童発達支援センターとの連携

入間市児童発達支援センターは、保育所の求めに応じ、出張相談による医療的ケア児への対応やクラス運営等の助言を行う。また、保護者と調整の上、保育所等訪問支援、サービス等利用計画の作成等のサービス利用を適切に案内する。

2 医療的ケアの実施者

保育中の医療的ケアは、基本的に保健師・看護師が行うものとする。医療的ケアを主に行うための保健師は、在所児の健康管理を行っている看護師とは別に配置する。

3 医療的ケアの安全実施体制

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

保育所は、「主治医意見書」、「医療的ケア指示書」の内容を確認し、主治医の助言を受け医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、所長、保育士、看護師、栄養士等職員間で共有する。また、医療的ケアの実施にあたり、所長は医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。

(2) 保育所関係者の役割

- ① 児童が保育所で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、所長、保育士、看護師、嘱託医及び主治医等が連携・協働する。主治医は、必要に応じて保育所で医療的ケアの指導を行うものとする
- ② 所長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。
- ③ 保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握して集団保育を行う。また、保育所での生活の状況について保護者に報告する。
- ④ 看護師は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「医療的ケア実施計画書」、「実施マニュアル」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者及び保育幼稚園課に報告する。
- ⑤ 主治医は、児童の健康診断を行う。

(3) 衛生管理

- ① 保育所は、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。
- ② 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

医療的ケアの実施に関する、「実施マニュアル」、「医療的ケア実施計画書」、「実施報告書」等の書類は、保育所にて必要期間保管する。

4 緊急時の対応

- (1) 保育所は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医等の協力により保育を実施する。また、緊急時には、主治医との連携を行う。
- (2) 緊急時の対応は、保育所で定めている「事故発生時の流れ」に沿って対応する。
- (3) 保育所は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、念書を取り同意を得ておく。
- (4) 体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた所長の指示のもと、児童の状況を連携先である主治医及び保護者に連絡し、必要時には救急車にて搬送する。緊急対応について、保育所と主治医及び保護者との情報を共有する。
- (5) 保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育所が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所からの連絡により、保育利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。

5 職員の研修

医療的ケアが安全かつ適切に実施されるために、保育所で勤務する看護師、保育士の知識・技能の向上のための研修を実施する。

併せて、実践的な研修の実施やヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析を行う等の体制整備を行う。

第5 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を得るものとする。

1 保育利用

保育の利用日・利用時間は、平日(月曜日から金曜日まで(祝日を除く))の保育短時間(午前8時30分から午後4時30分まで)を基本とする。

2 医療的ケア

- (1) あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「主治医意見書」(入所申請時)、「医療的ケア指示書」(内定通知到着後)を提出する必要があること。また、保育所は、主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が

必要な場合に、保育所の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。

(2) 保育所では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

3 ならし保育期間

児童が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登所し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、保育所と相談の上定めること。児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や時間が延長・短縮される場合もあること。

4 体調管理及び保育の利用中止等

(1) 実施施設の看護師が勤務できない場合は、他の保育所の看護師が対応することとするが、やむを得ない事情により他の保育所から医療行為を行う看護師が対応できない場合には、あらかじめ家庭保育をお願いすることがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあること。

(2) 登所前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。

(3) 発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また体調不良により、保育所が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。

(4) 集団の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。

(5) 保育所が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となること。

5 緊急時及び災害時の対応等

(1) 緊急時には、事前に取り決めた主治医の病院を受診すること。受診時には、主治医から

の医療状況提供書を持参すること。

- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と保育所が判断した場合及びその他必要な場合には、主治医に連絡し、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を救急搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。抜けた場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書」に記載の上、それに沿って対応すること。
- (4) 災害時対策として、万が一災害時に保護者が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬と食事（栄養剤）を保護者が用意し、保育所において管理及び保管すること。

6 退所等

- (1) 児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退所となること。
- (2) 保育所の人員、施設または設備の状況により当該保育所での児童の受け入れができなくなる場合があること。

7 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関連機関と共有すること。
- (2) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との共有する場合があること。
- (3) 医療的ケア児に必要な知りえた情報は、安心安全な保育を提供するために速やかに報告すること。

8 その他

「第5 保護者の子承事項」1～7のほか、保育所との間で取り決めた事項を遵守すること。

1 医療的ケアの実施を申込する児童

希望保育所名			
申し込み児童名	(男・女)	生年月日 年 月 日 (歳)	
現住所			
電話番号	携帯電話	緊急時の連絡先	

2 保育施設で実施の申し込みをする医療的ケアの内容及び方法

(該当するケアの内容に○を記入する)

医療的ケアの内容	保育施設で実施を希望する方法等
吸引 気管カニューレ内部 口腔 鼻腔	
経管栄養 経鼻胃管 胃ろう 腸ろう	
その他	

3 医療的ケアに関する主治医の意見書（別紙）

入間市福祉事務所長 様

上記の医療的ケアについて、保育施設での実施を申し込みます。

年 月 日

保護者氏名 _____ 印

主治医意見書

氏 名	男・女 （ 年 月 日生 歳）
住 所	
診断名	
主症状	
既往歴	
現在までの治療の内容、期間、経過その他参考になること	身長（ cm） 体重（ kg）
今後の方針	
服薬状況 (処方箋添付)	
痙攣の既往	
医療的ケアの項目	<input type="checkbox"/> 喀たん吸引（気管カニューレ内部） 吸引カテーテル Fr. cm <input type="checkbox"/> 喀痰吸引（口腔・鼻腔） 吸引カテーテル Fr. cm <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻胃管 cm（水分 栄養剤 ） <input type="checkbox"/> 胃ろう Fr. cm（水分 栄養剤 ） <input type="checkbox"/> 腸ろう Fr. cm（水分 栄養剤 ） <input type="checkbox"/> その他
予想される緊急時の状況及び対応	注意が必要な状態と対応（緊急搬送の目安等）

集団保育の中での生活	
保育施設生活上の注意・配慮事項	

日常生活の配慮	項目	状況
	食事	
	排泄	
	移動	
予防注射接種状況 (母子手帳添付可)		
現在利用している 在宅ケアサービス	施設名 利用回数(週)	
現在利用している 施設(利用頻度等)		
その他		
記入日 年 月 日 医療機関名 住所 電話番号 医師名		

医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

①	「医療的ケアを必要とするお子さんの保育所利用のためのご案内」をよく読み、理解しました。また、「第5 保護者の了承事項」の内容理解し、全て了承します。
②	止むを得ない事情により医療的ケアを行う保健師及び看護師が勤務できない場合には、家庭保育を行うことを了承します。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあることを了承します。
③	保育所内で感染症が一定数以上発症した場合の登所の判断は、保育所の判断で登所を控える場合があることを了承します。
④	保育所が必要と認める場合、保護者等の費用負担で主治医等を受診することを了承します。
⑤	児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所が判断した場合には、保護者等へ連絡する前に児童を病院に搬送し、受診または治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担になることを了承します。
⑥	栄養チューブの交換は、保護者等が、自己責任の下、自宅や受診時に行います。
⑦	災害時対策として、1日分の薬と食事(栄養剤)を登所時に保管することを了承します。
⑧	児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となることを了承します。
⑨	保育所等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所での児童の受入れができなくなる場合があることを了承します。
⑩	保護者から提出された申請内容等を、関係機関で共有することを了承します。また、必要に応じて、お住いの地区の担当保健師及び担当の相談支援専門員等に意見を求め、検討委員会で共有することを了承します。
⑪	医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要な範囲で、他の児童の保護者との間で共有する場合があることを了承します。
⑫	保育内容について、集団保育であることを認識し、協議が必要な事項については、その都度協議を行うことを了承します。
⑬	医療的ケア児に必要な知りえた情報は、安心安全な保育を提供するため、速やかに報告することを了承します。
⑭	①～⑬のほか、保育所との間で取り決めた事項を遵守します。

入間市福祉事務所長 様

確認事項について、全て同意の上で申し込みます。

年 月 日

保護者署名

医療的ケア指示書

医療的ケアについて、下記のとおり指示します。 指示期間(20 年 月 日～20 年 月 日)

	保育所名	
対象者	氏名	生年月日 年 月 日(歳)
	主たる疾患名	

※該当の指示内容に☑(チェック)・数値等を記入してください。

	医療的ケアの項目	<input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻胃管) <input type="checkbox"/> 胃ろうによる経管栄養
具体的指示内容	☐ 喀痰吸引	<input type="checkbox"/> 気管カニューレからの吸引(または気管内吸引) 吸引カテーテルのサイズ() Fr. 吸引圧() kPa 以下 <input type="checkbox"/> 口腔、鼻腔からの吸引 吸引カテーテルのサイズ() Fr. 吸引圧() kPa 以下 <input type="checkbox"/> 保育士実施の場合 鼻からの挿入の長さ() cm 口からの挿入の長さ() cm <input type="checkbox"/> 看護師実施の場合 鼻からの挿入の長さ() cm 口からの挿入の長さ() cm ※注意点など()
	☐ 経管栄養	種類 <input type="checkbox"/> 経鼻胃管留置カテーテル サイズ() Fr. 挿入の長さ() cm <input type="checkbox"/> 胃ろう カテーテルの種類() サイズ() Fr. () cm挿入 バルンの水の量() cm <input type="checkbox"/> 腸ろう カテーテルの種類() サイズ() Fr. () cm挿入 バルンの水の量() cm
	☐ 栄養剤注入	栄養剤 実施時間(:)(:) 内容・量() 注入時間(分～ 分) <input type="checkbox"/> 胃残量が() 未満の時はそのまま予定量を注入する <input type="checkbox"/> 胃残量が() ml以上 () 未満の時() <input type="checkbox"/> 胃残量が() ml以上() <input type="checkbox"/> 胃残の色に異常がある(褐色・黄色・緑色)場合は() <input type="checkbox"/> その他、胃残の性状に異常がある場合の対応()
	☐ 水分注入	実施期間(:)(:) 内容() 1回量() 注入速度(分～ 分) ショット可 不可 <input type="checkbox"/> 胃残量が() 未満の時はそのまま予定量を注入する <input type="checkbox"/> 胃残量が() ml以上() ml未満の時() <input type="checkbox"/> 胃残量が() ml以上の時() <input type="checkbox"/> 胃残の色に異常がある(褐色・黄色・緑色)場合は() <input type="checkbox"/> その他、胃残の性状に異常がある場合の対応() <input type="checkbox"/> 薬剤注入 実施時間(:) ※注意点など()
	その他	
	緊急時の対応	

記入日 年 月 日

医療機関名

(住所・電話番号)

令和3年3月15日（月）児童福祉審議会

資料 6-1

医師名

印

保護者氏名

様

入間市長

医療的ケア実施通知書

申し込みのありました医療的ケアについて、下記の通り実施します。

実施にあたりまして、下記の留意事項等をご確認いただき、保育所で児童が安全で、楽しい生活が送れるようご理解をお願いいたします。

記

1 児童名 _____ 性別 男・女 年齢 歳
 生年月日 年 月 日生

2 保育所名 藤沢保育所

3 実施する医療的ケアの内容

医療的ケアの項目	実施する内容

4 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 緊急時の対応

- (1) 緊急事態発生時は、主治医の指示内容を下に、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に保護者等に連絡します。
- (2) 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え対応をお願いいたします。

6 留意事項

- (1) 定期的に主治医の診察を受け、結果や指示を保育所にご連絡ください。
- (2) 市の要請に応じて、主治医の意見書、指示書をご提出ください。
- (3) 登所時、児童の健康状態について担任、看護師等に連絡し、当日の医療的ケアの内容について確認し合ってください。
- (4) 医療的ケアの実施に必要な用具、消耗品の点検・補充をお願いします。
- (5) 使用後の物品についてはご家庭に持ち帰り処分をお願いします。
- (6) 保育所が必要と判断する場合は、対象の児童が出席中、保護者は保育所に待機し、看護師等とともに医療的ケアの実施をお願いします。

年 月 日

入間市長 様

保育所名

児童名

生年月日

性 別 男・女

保護者氏名 印

医療的ケア実施承諾書

医療的ケア実施通知書の内容について承諾しました。

つきましては、上記児童の医療的ケアについて、実施通知書に定められた内容に沿って実施して下さるよう依頼します。

医療的ケア終了届

このことについて、保育所に登所する児童に対して、保育所での医療的ケアの実施が必要なくなりましたので、保育所での医療的ケアを終了することを届け出ます。

1 対象児童

保育所名	藤沢保育所			
申し込み児童名	男	生年	年	月 日
	女	月日	()	歳
現住所				
電話番号 (携帯番号)			緊急時の 連絡先	

2 医療的ケアに関する主治医の意見書（別紙）

入間市長 様

年 月 日

保護者氏名 _____ 印